

○湯前町議会基本条例

(令和6年9月20日条例第43号)

目次

- 第1章 総則(第1条―第4条)
- 第2章 活動原則(第5条―第13条)
- 第3章 町民と議会の関係(第14条―第16条)
- 第4章 町長等と議会の関係(第17条―第23条)
- 第5章 議会の機能強化(第24条―第33条)
- 第6章 補則(第34条)
- 附則

(前文)

地方議会は、行政機関の監視、調査、政策形成及び提案機能を発揮しながら、日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を目指している。

湯前町議会（以下「議会」という。）は、町の最高意思決定機関であり、二元代表制の下で、町長との緊張関係を保ちながら、町民全体の福祉向上と豊かなまちづくりの進展のために活動する。また、議会は合議制の議事機関であり、町民への積極的な情報公開と説明責任の遂行により、町民の意思を的確に把握し、討議と協議を通じて、最も有益な結論に導く審議責務がある。

「町民に見える議会」「町民が参加しやすい議会」「議会力と議員力の向上」の実現を目指し、町民の負託に全力で応え、継続的な改革と活性化に努めるため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会の基本理念及び基本方針に基づき、議会及び議員の活動原則を定めることにより、議会機能を強化し、町民福祉の向上と豊かなまちづくりの発展に寄与することを目的とする。

(最高規範性)

第2条 この条例は、議会の最高規範であり、議会に関する他の条例等の制定又は改廃に当たっては、この条例に定める事項との整合性を図るものとする。

(基本理念)

第3条 議会は、町民の負託と信頼に応え、大局的な視点から意思決定し、二元代表制による真の地方自治の実現に取り組むことを基本理念とする。

(基本方針)

第4条 議会は、基本理念に基づき、「町民に見える議会」「町民が参加しやすい議会」「議会力と議員力の向上」の実現を目指すことを基本方針とする。

第2章 活動原則

(議会)

第5条 議会は、町民を代表する合議制の機関として、その役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

- (1) 公正性及び透明性を確保すること。
- (2) 言論により問題を解決する言論の府であること。
- (3) 議員相互間の自由な討議を推進し、合意形成に努めること。
- (4) 議決責任を深く認識すること。
- (5) 町民に対する説明責務を果たすこと。
- (6) 議会の改革及び活性化に継続的に取り組むこと。
- (7) 発言は簡潔・明瞭であること。

(議長及び議員)

第6条 議長及び議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

- (1) 議長は、議会を代表し、公正で民主的かつ公平な立場で職務を行い、効率的な議会運営を行うこと。
- (2) 議員は、個別的事案の解決だけでなく、町政の課題及び政策全般について、町民の意見を的確に把握するとともに、自らの能力を高める不断の研鑽に努め、町民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

(定例会の回数)

第7条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第102条第2項に規定する定例会の回数は年4回とし、毎年3月、6月、9月、12月にこれを招集する。

[\[地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第102条第2項\]](#)

(議員定数)

第8条 法第91条第1項の規定に基づく、議会の議員の定数は、10人とする。

[\[法第91条第1項\]](#)

- 2 議員定数の改正にあたっては、行財政改革の視点だけではなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、町民の多様な意思を町政に十分反映できるように検討するものとする。
- 3 議員定数の条例改正案は、法第74条第1項の規定による町民の直接請求があった場合を除き、改正理由を付して議員が提案するものとする。

[\[法第74条第1項\]](#)

(議員報酬等)

第9条 議員報酬及び費用弁償並びに期末手当（以下「報酬等」という。）に関しては、議会議員の議員報酬並びに費用弁償等に関する条例（平成16年3月23日条例第15号）に定めるところによる。

[[議会議員の議員報酬並びに費用弁償等に関する条例（平成16年3月23日条例第15号）](#)]

2 報酬等の条例改正議案の提出にあたっては、町の常勤特別職及び一般職の職員に支給される給与の状況、他の市町村の動向、町の財政状況を総合的に考慮するとともに、湯前町特別職報酬等審議会の意見を尊重するものとする。

(議会運営)

第10条 議会は、民主的かつ効率的な議会運営を行うものとする。

2 定例会及び臨時会の会期その他の議事運営に関する事項については、湯前町議会会議規則（平成7年3月16日議会規則第1号）に定めるところによる。

[[湯前町議会会議規則（平成7年3月16日議会規則第1号）](#)]

3 議会は、湯前町議会傍聴規則（平成15年12月14日規則第25号）に定める町民等の傍聴に関して、町民の傍聴の意欲を高める議会運営を行うものとする。

[[湯前町議会傍聴規則（平成15年12月14日規則第25号）](#)]

(委員会)

第11条 常任委員会及び特別委員会、議会運営委員会（以下「委員会」という。）の運営等に関する事項については、湯前町議会委員会条例（平成7年3月16日条例第1号）に定めるところによる。

[[湯前町議会委員会条例（平成7年3月16日条例第1号）](#)]

2 委員会は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

- (1) 審査及び調査は、町民に分かりやすい議論を行うこと。
- (2) 委員長は、副委員長と協議のうえ、委員会の秩序保持に努め、効率的な議事の整理を行い、委員会の事務をつかさどること。
- (3) 委員長は、協議による合意形成に努め、論点や争点等を明確にした委員会調査報告書を作成すること。

3 委員会の傍聴については、湯前町議会委員会傍聴規則（令和5年6月1日議会規則第1号）に定めるところによる。

[[湯前町議会委員会傍聴規則（令和5年6月1日議会規則第1号）](#)]

(全員協議会)

第12条 全員協議会の運営等に関する事項は、湯前町全員協議会規程（平成21年3月27日規程第1号）に定めるところによる。

[[湯前町全員協議会規程（平成21年3月27日規程第1号）](#)]

2 全員協議会は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

- (1) 町民に分かりやすい議論を行うこと。
- (2) 議長は、副議長と協議のうえ、全員協議会の秩序保持に努め、効率的な議事の整理を行い、全員協議会の事務をつかさどること。
- (3) 議長は、協議による合意形成に努めること。
- (4) 会議録を作成し、論点、争点等を明確にすること。

(政治倫理)

第 13 条 議員は、湯前町政治倫理条例（平成 19 年 3 月 30 日条例第 13 号）に基づき、二元代表制の一翼を担う特別公務員としての倫理性を常に自覚しなければならない。

[[湯前町政治倫理条例（平成 19 年 3 月 30 日条例第 13 号）](#)]

2 議員は、湯前町に対し請負（法第 92 条の 2 に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合において、湯前町議会議員の請負の状況の公表に関する条例（令和 5 年 12 月 15 日条例第 26 号）に基づき、当該請負の状況を公表するものとする。

[[法第 92 条の 2](#)] [[湯前町議会議員の請負の状況の公表に関する条例（令和 5 年 12 月 15 日条例第 26 号）](#)]

第 3 章 町民と議会の関係

(町民参加の機会の充実)

第 14 条 議会は、その活動に町民の意思を反映することができるよう、町民が議会の活動に参加する機会の充実を図るよう努めなければならない。

2 議会は、請願の審査に際しては、請願者から趣旨の説明を聴く機会を確保するよう努めなければならない。

(議会広報の充実)

第 15 条 議会は、町政に係る論点及び争点の情報を、町民に分かりやすく周知するよう努めるものとする。

2 議会は、多くの町民が行政に関心を持つように、議会だよりの発行及び情報通信技術等を活用し、議会広報活動を行うものとする。なお、議会だよりの発行にあたっては、別に定める編集要領に基づき編集及び発行を行うものとする。

(個人情報保護と情報公開)

第 16 条 議会は、個人の権利や利益が侵されることがないように、その保有する個人情報の保護を適正に行わなければならない。

2 個人情報の適正な取り扱いに関しては、湯前町議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年 3 月 17 日条例第 14 号）に定めるところによる。

[湯前町議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年3月17日条例第14号）]

第4章 町長等と議会の関係

（町長等との関係）

第17条 議会は、二元代表制の下、町長と対等で緊張ある関係を構築し、町長及び執行機関の職員（以下「町長等」という。）の事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策の立案及び提言を通じて、町政の発展に取り組まなければならない。

2 議会は、前項の活動を円滑に進めるため、町長等に対し積極的に町政に関する情報提供を求めるものとする。

3 議員は、二元代表制の充実と町民自治の観点から、原則として執行機関の諮問機関、審議会等の委員に就任しないものとする。ただし、全議員の合意があれば一つの機関に限り就任できるものとする。

（政策形成過程等の把握）

第18条 議会は、町長が重要な政策、施策等を提案するときは、議会審議において論点を整理し、当該施策等の水準を高めるため、町長に対し次に掲げる事項等について説明するよう、必要に応じ求めるものとする。

- (1) 政策等の発生源と検討経緯
- (2) 複数案の比較検討
- (3) 他の自治体との比較検討
- (4) 総合計画における根拠又は位置付け
- (5) 関係ある法令及び条例等
- (6) 財源措置
- (7) 将来にわたる政策の効果及びコスト計算

2 議会は、前項の政策等の提案を審議する場合は、政策等の適否を判断する観点から、立案、決定及び執行における論点並びに争点を明確にし、執行後を想定した審議を行わなければならない。

（議決事項の拡大）

第19条 議会は、議決責任という役割を果たす観点に立ち、法第96条第2項の規定による議決すべき事件について次のとおり定める。

[法第96条第2項]

- (1) 湯前町総合計画に係る基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止に関すること。
- (2) 定住自立圏形成協定の締結、変更又は廃止を求める旨を通告すること。

（質疑）

第 20 条 議員と町長等の本会議における質疑応答は、広く町政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答方式で行うものとする。

2 本会議の質疑は、事実に基づくものであり、自己の意見を述べてはならない。この場合の意見とは、討論の段階で述べるような賛成若しくは反対の意見であり、自己の見解を述べないと質疑の意味をなさないようなものについてまで禁止するものではない。

3 委員会及び全員協議会の質疑は、自己の意見だけを述べることに終始してはならない。

(一般質問)

第 21 条 一般質問は、単に町長等への質問に終始することなく、討議による政策論争を展開するため、一問一答方式で行うものとする。

2 前項の規定により一般質問を行う場合は、自己の意見を述べることができるものとする。ただし、要望やお願い、お礼の言葉を述べることは厳に慎まなければならない。

(関連質問)

第 22 条 執行機関に対する監視機能及び政策提案機能を果たすため、一般質問の際、通告議員の質問後に、他の議員から補足のための質問をすることができるものとする。

(反問権)

第 23 条 議長から議会の諸会議への出席を要請された町長等は、議員の質疑及び質問に対して、議長及び委員長の許可を得て、論点及び争点を明確にするため反問することができるものとする。

第 5 章 議会の機能強化

(議会改革)

第 24 条 議会は、社会環境、経済情勢等の変化により新たに生ずる町政の課題等に適切かつ迅速に対応するため、継続的に議会の改革に取り組まなければならない。

(ICT利活用)

第 25 条 議会は、情報通信技術やタブレット端末等を積極的に活用して、議会活動の効率化に努めるものとする。

2 会議における情報通信機器の使用に関しては、湯前町議会における情報通信機器の使用に関する規程（令和 5 年 6 月 1 日規程第 2 号）に定めるところによる。

[[湯前町議会における情報通信機器の使用に関する規程（令和 5 年 6 月 1 日規程第 2 号）](#)]

(議員間討議)

第 26 条 議員は、諸会議における論点及び争点の明確化と、議会の意思決定に係る合意点の模索のために、積極的に議員間での討議に努めるものとする。

(議長及び副議長志願者の所信表明)

第 27 条 議会は、議長及び副議長の選出について議会活動の方向性を明確にし、議会の透明性をより一層高め、議会の責務を強く認識するため、それぞれの職を志願する者に所信を表明する機会を設けるものとする。

(調査機関の設置)

第 28 条 議会は、町政の課題に関する調査のために必要があると認めるときは、法第 100 条の 2 の規定により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができるものとする。

[法第 100 条の 2]

2 議会は、必要があると認めるときは、前項に規定する調査機関に議員を構成員として加えることができるものとする。

3 調査機関に関し必要な事項は、議長が決定する。

(議会事務局の体制整備)

第 29 条 議会は、法第 138 条第 2 項の規定に基づき、議会に事務局を置く。

[法第 138 条第 2 項]

2 議会は、議会及び議員の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備を図るものとする。

(議員研修の充実)

第 30 条 議会は、政務活動費に代えて、議員の政策形成及び立案能力等の向上を図るため、議員個人の研修を実施するものとする。

2 議会は、議員研修の充実及び強化のために、議員研修計画を策定し、研修報告会などを積極的に開催するものとする。

(議会図書室の充実)

第 31 条 議会は、法第 100 条第 19 項の規定により、議会図書室を適正に管理及び運営し、その機能を強化するものとする。

[法第 100 条第 19 項]

2 議会図書室は、法第 100 条第 20 項の規定により、議員のみならず、町民、町長等の利用に配慮するものとする。

[法第 100 条第 20 項]

(災害時の対応)

第 32 条 議会は、町民の生命又は生活に直接影響を及ぼす災害等が発生した場合は、町民及び地域の状況を的確に把握し、議会としての業務を継続し、町長等に速やかに必要な要請を行うものとする。

2 前項に規定する災害等が発生した場合における議会の対応について、必要な事項は、湯前町議会災害対応連絡会議設置要綱で定める。

3 第1項に規定する災害等が発生し、議員個人が町長等に直接接触する場合は、議長の許可を得なければならない。

(議会予算の確保)

第33条 議会は、円滑な議会運営に必要な予算の確保に努めなければならない。

第6章 補則

(検証)

第34条 議会は、この条例の施行後、常に町民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の施行の状況について議会運営委員会等で検討を加え、この条例の改正を含めて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 湯前町議会の定例会の回数を定める条例（昭和35年2月条例）

(2) 湯前町議会議員定数条例（平成14年12月24日条例第24号）

(3) 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例（平成23年12月19日条例第23号）

(4) 湯前町議会事務局設置条例（昭和36年3月条例）